

受注者・受託者の皆様

令和4年2月24日
中野区経理課契約係

「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」及び 「令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価」の 運用に係る特例措置について

令和4年2月18日、国は、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び令和4年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）を公表し、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払い等を促進するよう各建設業団体及び各自治体へ要請しました。

これを受け、中野区は、新労務単価及び新技術者単価を早期に適用するとともに、令和4年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等委託（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務。）について、新労務単価又は新技術者単価に基づくよう契約変更が可能な特例措置を実施することとしました。

受注者及び受託者の皆様におかれましては、この取組の趣旨をご理解いただき、契約金額が変更された場合には、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直しを行い、技能労働者や技術者の賃金水準の引き上げに取り組んでいただくようお願いいたします。

1 対象とする契約

令和4年3月1日以降に契約を締結するもののうち、新労務単価適用前の労務単価（以下「旧労務単価」という。）又は新技術者単価適用前の技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）を適用して予定価格を積算している工事請負契約又は設計等委託契約

ただし、変更協議が整う以前に支払い手続きが完了したものについては、対象外とします。

なお、令和4年3月1日前に契約締結を行っている工事については、対象としませんが、工事契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）により、受注者から協議があった場合には、これを受けるものとします。令和4年3月1日が工期内で、残工期が2月以上ある工事が対象となります。スライド額は、残工事の1%に相当する金額を控除します。

2 特例措置の内容

受注者又は受託者は、旧労務単価又は旧技術者単価に基づく契約について、新労務単価又は新技術者単価に基づく契約に変更するための協議を区に対し請求することができます。

3 契約金額の変更

変更後の契約金額については、新労務単価又は新技術者単価により積算された予定価格に落札率を乗じて算出します。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価又は新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された
予定価格

k ：当初契約の落札率

4 請求期限

変更協議の請求期限は、工期末が令和3年度内の工事又は設計等委託の場合は工期末の15日前までを原則とし、それ以外の工事又は設計等委託の場合は契約を締結した日から2か月又は完成の届出がなされる日までのいずれか早い日とします。

【問合せ先】

中野区総務部経理課契約係

03-3228-8903（直通）